

良好な居住環境を保つため

中高層の建築物に日影制限

このたび、建築基準法が一部改正され、住居地域などで中高層の建築物を建築する場合は、その建築物によって生ずる日影を、一定の基準のもとに制限することになりました。その目的は、隣接する周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な居住環境を保つことにあります。併せて、通風、採光、プライバシーなどの保護を図って、健全な市街地を形成しようとするものです。

その内容を、次表で説明しますと、①に掲げる地域の全部または一部で、市と県の条例で指定する区域内の②に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間に、③に掲げる平均地盤面からの高さの水平面上に、敷地境界線からの水平距離

が五層を超える範囲において、④のA、BまたはCのうちから市と県がその地方の気候、風土、土地利用の状況などを勘案して、条例で指定する日影時間以上の日影となる部分を生じさせてはならないというものです。

県では、この条例の策定にあたり、快適で住みよい環境づくりの推進のため、適正な規制区域と規制日影時間を定めるよう検討を進めています。なお、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さです。

この条例は、法律の施行日を定める政令の公布をまつて制定される予定です。詳細については、県建築指導課（☎〇二八六〇二五八）にお尋ねください。

二		ハ	ロ	イ
敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間		平均地盤面からの高さ	制限を受ける建築物	地域
2時間	3時間	1.5m	軒の高さが7mを超える建築物または地下を除く階数が3以上の建築物	第1種住居専用地域
2.5時間	4時間			
3時間	5時間			
2時間	3時間	4m	高さが10mを超える建築物	第2種住居専用地域
2.5時間	4時間			
3時間	5時間			
2.5時間	4時間	4m	高さが10mを超える建築物	住居地域、隣接商業地域、準工業地域
3時間	5時間			

日影による中高層の建築物の制限

移動図書館巡回

▼七月十八日(月)
 小来川支所 午前十時半
 東小来川 午前十一時半
 清滝出張所 午後一時五十分
 ▼七月十九日(火)
 市役所 午後二時半

マイクログラ実験場に電話

萩垣面にある、日光市農業マイクログラ実験場に、このほど電話がはいりました。電話番号は、三局三七一八です。

〔訂正〕前月6月号6ページ、観光課事務室移転記事で、新住所が中鉢石町九一九とあるのを、九一八に訂正します。

老齢年金が四十二万六千七百円に

引上げられました

さきの国会で、国民年金法が大幅に改正されました。この改正により、引出年金は七月から、福祉年金が八月から引上げられます。

●引出年金

- ① 年金額の引上げ (昭和五十二年七月実施)
- ② 保険料の改定 (昭和五十二年四月実施)

定額保険料が月額二千二百円に引上げられました。昭和五十二年四月からは、二千七百二十円

に引上げられます。

●福祉年金

- ① 年金額の引上げ (昭和五十二年八月実施)
- ② 所得制限の緩和 (昭和五十二年五月実施)
- ③ 公的年金併給制限の緩和 (昭和五十二年八月実施)
- ④ 普通恩給などの場合、限度額が三十三万円に引上げられました。

支払期月の変更 (昭和五十二年十二月から)

拠出年金

区分	改正後(月額)	改正前(月額)	実施時期
老齢年金	25年納付	35,558円	32,500円
	10年年金	22,425	20,500
	5年年金	16,408	15,000
障害年金	1級	45,125	41,250
	2級	36,100	33,000
母子年金	基本額	36,100	33,000
	加算額(第2子)	2,000	2,000
	加算額(第3子以降)	400	400
年金額算定基準単価	25年納付	17,775	16,250
	定額分	1,300×1.094	1,300
	付加分	200	200
	特別加算分	500×1.094	500
保険料	高年齢者通算年金分	1,950×1.094	1,950
	定額保険料	2,730	2,200
	付加保険料	400	400

福祉年金

区分	改正後(月額)	改正前(月額)	52年
老齢福祉年金	15,000円	13,500円	52年
障害福祉年金	1級	22,500	20,300
	2級	15,000	13,500
母子福祉年金	基本額	19,500	17,600
	加算額(第2子)	2,000	2,000
	加算額(第3子以降)	400	400
所得制限	本人所得(年収)	164万円	153万円
普通恩給	限度額(年)	33万円	28万円
支払期月	4月・8月・12月	1月・5月・9月	52年12月